

南海トラフ地震等大規模災害時における施設の貸与協力に関する協定書

安芸市（以下「甲」という。）と安芸警察署（以下「乙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害により、安芸警察署庁舎及び大規模災害時に乙の代替施設となる安芸総合庁舎が浸水・倒壊し、災害時における警察署機能の維持・継続が難しくなる事態（以下「緊急事態」という。）に備え、安芸市役所施設の一部を安芸警察署災害警備本部（以下「安芸署警備本部」という。）施設として使用することに関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急事態が発生した際に安芸署警備本部施設として安芸市役所施設の一部を甲が乙に使用許可することについて、あらかじめ必要な事項を定めることを目的とする。

（使用箇所）

第2条 緊急事態が発生した際に、乙が使用する安芸市役所の施設は、あらかじめ甲が指定する「倉庫棟会議室」とする。

2 甲は、地方自治体法 238 条の4第7項の規定に基づき、用途又は目的を妨げない限度において指定した箇所の使用を許可するものとする。

（使用期間）

第3条 使用期間は、緊急事態が発生した時点から、原則として2週間以内とする。

（使用許可）

第4条 乙は、緊急事態が発生し第2条第1項に定める使用箇所に安芸署警備本部を開設しようとする際には、別に定める「行政財産の使用許可申請書」（以下「申請書」という。）を甲に提出し、許可を受けるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により連絡し、その後速やかに申請書を提出するものとする。

（使用期間の延長）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料）

第6条 行政財産の目的外使用にかかる使用料については、安芸市財産条例第9条第1項の規定に基づき免除とする。

（原状回復）

第7条 使用期間が終了したときに、汚損箇所等がある場合は、乙の費用で使用開始前の状態に回復するものとする。

（管理責任）

第8条 甲は、乙が安芸市役所を使用するにあたり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（使用箇所の変更及び解約）

第9条 甲が乙に対し、本協定2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議のうえ、使用箇所の変更又は本協定の解約をすることができるものとする。

（有効期間）

第10条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が協定の解約を通知しない限り継続するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年8月1日

甲 安芸市土居 82 番地 1

安芸市

安芸市長

乙 安芸市矢ノ丸 2 丁目 9 番 2 号

安芸警察署

安芸警察署長